

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」である。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。

人は誰もが常に揺れ動く存在である。それ故に、いじめほどの学級でも起こる可能性があり、どの児童もいじめの問題に全く無関係であると言うことはできない。その一方で、いじめは人として許されない行為であるという認識をもつことが大切である。

以上の考えの下、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の3点を掲げる。

○いじめの未然防止のために、学校教育全般において「生徒指導の3つの機能」を働かせ、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

<生徒指導の3つの機能>

- ・ 共感的人間関係を基盤にしていくこと
- ・ 子どもに自己存在感を与えること
- ・ 子どもに自己決定の場を与えること

○いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。

○いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証し、学校と家庭、各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

2 いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの未然防止に向けて

○いじめを許さない、見過ごさない雰囲気をもつ学級づくりに努める。

○一人一人が活躍でき、安心して自己表現できる学習活動を行う。

○人と関わりつながら喜びを味わう体験的な学習活動を行う。

○道徳の授業において、人との関わりや生命に関する指導の充実を図る。

○インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、情報モラルの指導や保護者への啓発を行う。

(2) いじめの早期発見に向けて

○全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。

○児童の変化に対し、教師が積極的に働きかけを行って安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。また、学年会や生徒指導部会・職員会等の場で気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

○いじめアンケートや教育相談を通して児童の悩みや人間関係を把握する。

○いじめアンケートを保管する。

(3) いじめの早期解決に向けて

○いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全教職員で情報共有・対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

○情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童を守ることを最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

○傍観者の立場にいる児童たちへの指導も同時に行う。

○学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

○家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

○いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

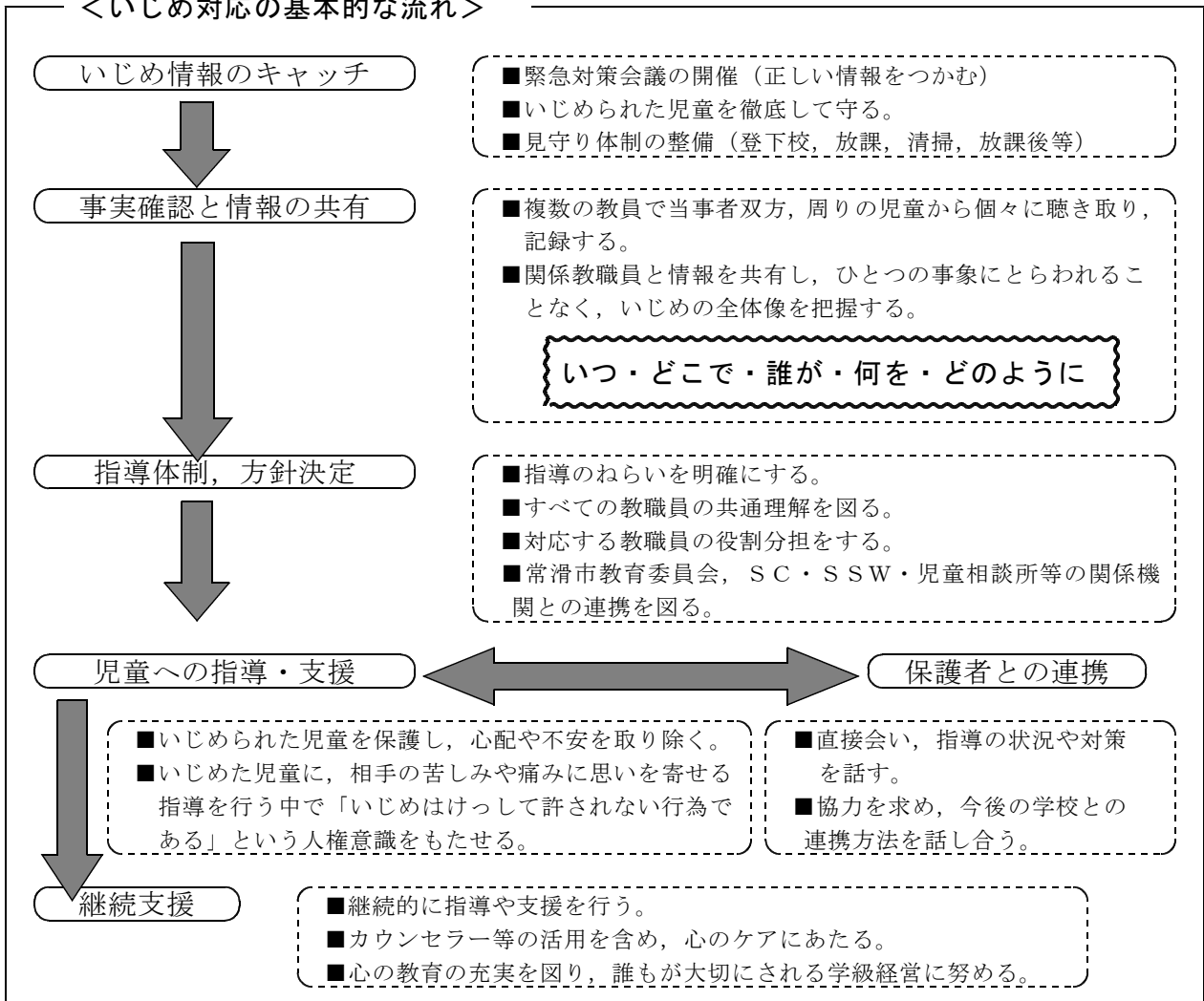
○インターネット上でいじめが発見されたサイトの管理者やプロバイダに対して速やかに削除依頼をしたり、警察・法務局と相談をしたりして対応する。

○いじめの解消の判断として、次の2点を確認する。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。止んでいる期間は少なくとも「3か月」を目安とする。
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

○いじめが解消したと判断した後も学校と家庭が協力し、継続して指導にあたる。

<いじめ対応の基本的な流れ>



3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、本人や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、以下の対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 対象児童・保護者に調査の目的や、内容などを事前説明をする。調査や事案の公表を望まない場合にも法に基づき調査を行う。
- 同様に、関係児童保護者にも調査に関する事前説明をする。
- 教育委員会と協議の上、本校を調査主体と判断した場合は、校内に調査組織を設置する。一方、学校での調査が不相当と判断された場合は、教育委員会主導により調査組織が設置される。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、対象児童と関係児童、それぞれの保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に説明する。
- 調査結果を教育委員会に報告する。
- 調査結果を踏まえた必要な指導・措置をする。
- 再発防止策の実施に取り組む。

4 いじめ防止の取組に対する点検・検証・見直し

- いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ・いじめの未然防止（命や友達を大切にする心の育成）に関する取組についての評価。
- いじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組になるよう努める。